



2020年 4月 3日  
第138号

# JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



## 2020年4月1日より

新たなジョブローテーションを  
点検・検証しよう！

## その3

# 「新たなジョブローテーションの実施」がされています。

新たなジョブローテーションの実施の中で、最も不安に感じている人が多いのは異動についてではないでしょうか。同一箇所・同一担務を10年以上従事することについて、東労組と会社では認識が一致せず交渉を終えています。以下は、申2号「新たなジョブローテーションの実施について」に関する第2回団体交渉の内容を報告した本部業務部速報 No.12の抜粋です。

本部業務部速報 No.12 より

### 第4項 鉄道事業として安全確保と技術継承の観点から、概ね10年を超えないように異動・担務変更することに縛らないこと。

- ・施策がスタートする時点で、同一箇所・同一担務に10年以上いる社員が一斉に異動するわけではない。
- ・業務に必要な要員を配置していく。
- ・施策実施日からの移行期間は、10年以上の社員がいるが、順次異動を行う。
- ・概ね10年での異動は施策の目的を達成するためであり、異動させることが目的ではない。
- ・家庭の事情等により10年を超える場合はある。社員一人ひとりの事情は限定的に列挙出来ない。一線を引く考えはない。

## 同一箇所・同一担務を10年以上従事することについて一致せず！

### 組合の主張

### 会社の主張

- ・安全・技術継承の観点から、10年を超えても、その道のプロ、熟練者が職場には必要である。
- ・多車種の乗務や、線区の特状に合わせて、経験のある熟練者が必要である。

**職場には熟練者が必要だ！  
10年と縛るべきではない！**

- ・運用場面において、施策実施以降も現実的には10年以上の人は残る。職場には特状もあり10年以上の人が職場にいなくなるのは現実的ではない。

- ・10年を超えた人が職場に必要なか不必要かということではない。
- ・多様な経験を積んだ人が熟練者という考えである。
- ・一人の人が知識を独り占めするよりは、多様な経験をすることで職場全体の安全・サービスレベルが向上するという考えである。

- ・実施日以降、移行期間を過ぎれば10年を超えて同一箇所・同一担務で従事する社員はいなくなる。



組合員ひとり一人が東労組が行ってきた団体交渉の内容を再確認し、  
制度が適切に運用されているか、目的が達成されているか検証していこう！